

# 『え!?アトツギの税負担がナシ!?』

まだ間に合う! 事業承継の特例で贈与税・相続税が猶予・免除されます



「事業承継税制」ってよく知らないし、なんとなく不安…リスクはないの?



デメリットが多いって聞いたし、後継者の次の世代のことなんて分からぬよ…

それ、誤解かもしれません!

「不安だからやめておこう…」はもったいない!

制度を正しく理解すれば、事業承継税制は経営を承継する時の強い味方です!



## (法人版) 事業承継税制ってなに? どんなメリットがあるの?

「特例承継計画」と呼ばれるエントリーシートを提出して事業承継すると、後継者は主に次のようなメリットを受けられます

**メリット1** 自社株の贈与・相続を受けるときの税負担がゼロ!

**メリット2** 株価が上昇しても安心! 贈与時の株価で価額を固定!

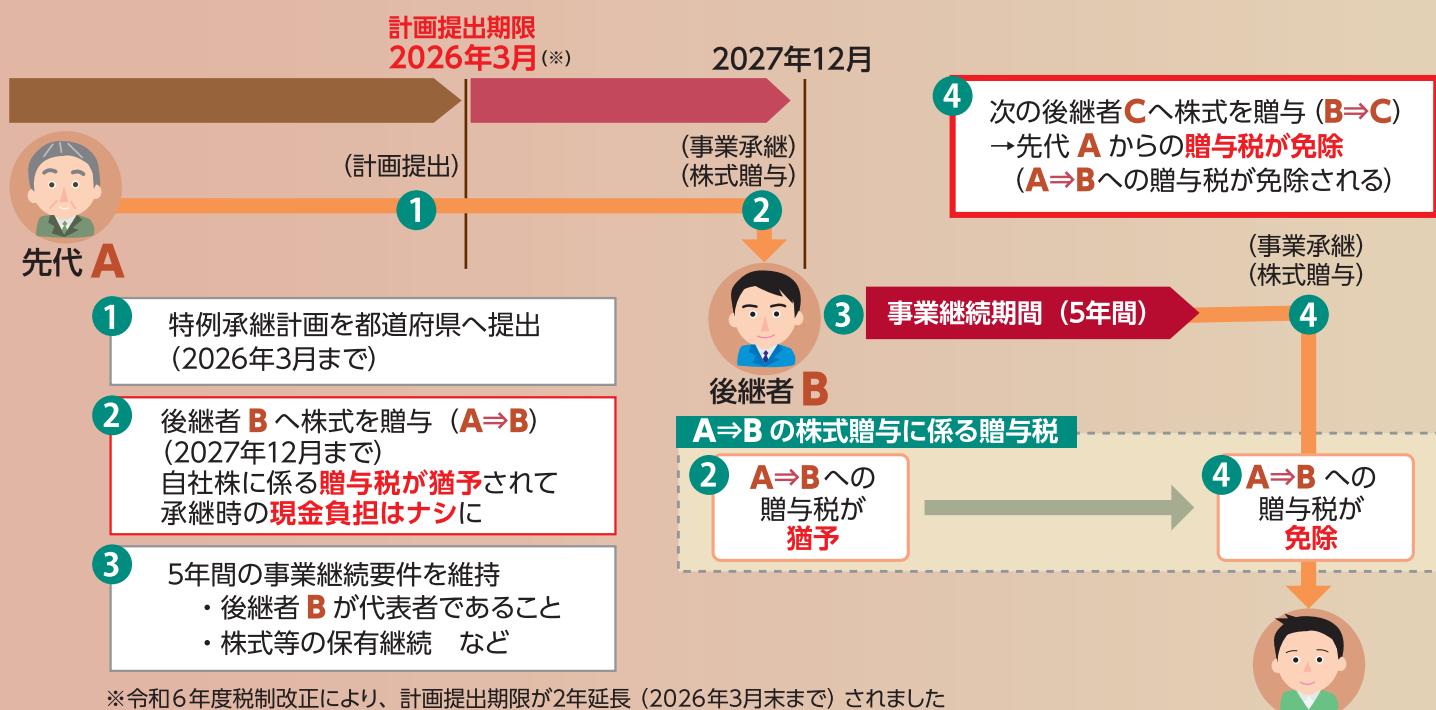
期限  
間近

- 特例を受けるには2026年3月末まで(※)にエントリーが必要
- 実際に事業承継を行う期限は2027年12月末まで

※令和6年度税制改正により、エントリーの期限が2年延長(2026年3月末まで)されました。



## 事業承継税制の特例を使った「贈与税“免除”」のモデルケース



# 教えて!「事業承継税制」のQ&A

Q

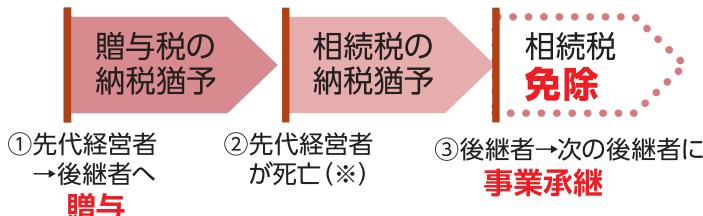
納税猶予ということは、結局、贈与税・相続税を払うの?

A

後継者がさらに次の後継者へ承継することで、猶予されていた贈与税・相続税が“免除”されます。また、「倒産」や「先代経営者(贈与者)の死亡」、「後継者(受贈者)の死亡」等、会社の“もしも”の時にも、猶予されていた贈与税が“免除”されます

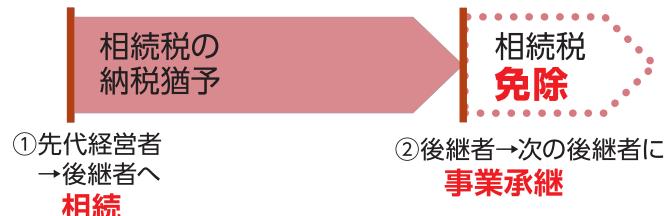
(免除になるケースの詳細はお近くの税理士にお尋ねください)

【ケース1：生前贈与の場合】



※贈与税が免除され、相続税の猶予に切替

【ケース2：相続の場合】



Q

贈与税・相続税の納税が猶予されている期間には、何か手続きが必要なの?

A

承継後5年間は年1回(※)、都道府県庁と税務署に報告書を提出する必要がありますが、**提出期限が近づくと、都道府県・税務署から案内(手紙、電話等)が届くことになっています**(都道府県により案内の有無・方法等の対応は異なります)。また、やむを得ない事情などにより**知事・税務署長が認める場合、期限後の提出でも猶予が継続されるケースがあります**

※承継後6年目以降は3年に1回、税務署へ「継続届出書」の提出が必要となります(都道府県への報告は不要)

Q

納税猶予が打ち切られた場合、これまで猶予されていた贈与税(相続税)に加え、期間を遡って高額な延滞税を支払わないといけないの?

A

**遡って延滞税が課されることはありませんが、これまで猶予されていた贈与税・相続税に係る利子税を支払う必要があります。**ただし、税率は年0.4% (※)と利率の高い延滞税より低水準で、承継後5年間が経過したとの猶予打ち切りの場合は、当該5年分の利子税は免除されます

※令和5年度時点。市中金利の実勢を踏まえ、毎年財務大臣が定める基準をもとに計算されます

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください



税務に関するご相談  
お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

事業承継全般に関するご相談  
事業承継・引継ぎ支援センター

親族内承継、従業員承継、第三者承継など、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。  
【事業承継・引継ぎポータルサイト】<https://shoukei.smrj.go.jp/>



経営改善に関するご相談  
商工会議所

中小・小規模事業者等を対象に、事業承継に向けた経営改善の訪問相談や窓口相談、専門家派遣等を実施しております。  
詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。  
【商工会議所名簿】<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

